

板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金交付要綱

(令和元年5月8日区長決定)

(令和3年4月1日一部改正)

(通則)

第1条 板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この事業は、板橋区内(以下「区内」という。)の個店等の連携が強化され、相乗効果が生まれることを目的とし、区内の個店等が地域の特性や消費者ニーズに的確に対応して、主体的に行う連携事業に対し、必要な補助金を交付することにより、区内商業の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

(1)「個店等」とは、区内の個別の店舗、区内の農家、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に基づく中小企業者又は各種団体が店舗経営を行うものをいう。

(2)「連携事業」とは、次に掲げる事業をいう。ただし、内容が経常的な性格を有する事業、商品券等の特典若しくは割引を付加する事業、他の補助金等を一部財源とする事業又は、事業に係る全ての事業を委託する事業は除く。

ア 2つ以上の個店等が連携し、別表1に例示する事業及びこれらと同趣旨の事業で個店等が自ら企画し実践するものや、個店等の売上げや知名度の向上につながる事業

イ 2つ以上の個店等が連携し、区長が特に認める事業

(補助金の交付対象)

第4条 補助金は、個店等が行う事業に必要な別表2に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)であって、区長が特に必要かつ適当と認め、用途、単価、規模等の確認ができるものについて、予算の範囲内において、交付するものとする。ただし、次に掲げるものに該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

(1) 暴力団(東京都板橋区暴力団排除条例(平成24年板橋区条例第28号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴排条例第2条第2号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)に該当する者があるもの

- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める業種を営む者
- (4) 連携事業を行おうとする個店等のうち、フランチャイズ・チェーン等の営業を行うものが過半数を超えるもの
- (5) 法人事業税及び法人住民税（個人にあっては、事業税が非課税の場合は住民税及び軽自動車税）を滞納している企業
- (6) その他区長が不相当と認めるもの

（補助金の額）

第5条 補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満の端数は切り捨て）とし、50万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 個店等が補助金の交付を受けようとするときは、区長が定める期日までに、補助金交付申請書（別記第1号様式）に、必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 区長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容が事業参加個店等の経営を活性化させるものか審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金交付の可否及び額を決定する。

2 区長は、前項により補助金の交付決定を承認するときは、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、不承認とするときは補助金交付不承認通知書（別記第2号様式の2）により、申請者に通知するものとする。

3 区長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

4 補助金の交付決定の額は、第5条に規定する額とする。ただし、交付決定の額の合計が予算額を超えた場合は、交付決定の額に応じて定率で減額するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 交付決定を受けた個店等は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

（補助事業遅延等の報告）

第9条 個店等は、補助事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（別記第3号様式）を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の内容変更等）

第10条 個店等は、事業の名称、実施期間等の内容を変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ変更等承認申請書（別記第4号様式）に、必要な書類を添えて、区長に提出し、その承認を変更承認書（別記第4号様式の2）により受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

（実績報告）

第11条 個店等は、補助事業が完了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに実績報告書（別記第5号様式）を区長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る個店等が行う事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第6号様式）により、個店等に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、第5条の規定により算出する額（1,000円未満の端数は切り捨て）又は第7条第4項に規定する額のいずれか低い額とする。

（補助金の支払等）

第13条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため区長が必要があると認める場合は、概算払をすることができる。

2 個店等は、前項本文の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書（別記第7号様式）を、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記第7号様式の2）を区長に提出しなければならない。

3 個店等は、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定による補助金の額の確定通知書受領後、補助金清算書（別記第8号様式）を区長に提出し、速やかに補助金を清算しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 区長は、個店等が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

（4）交付決定者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の

従業者若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(補助金の返還)

第15条 区長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、個店等の当該取消しに係わる部分に関し、既に個店等に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 区長は、第12条の規定により個店等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第16条 個店等は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(補助金交付の条件)

第17条 個店等に補助金を交付するときは、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 補助金により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならないこと。

(2) 取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。

(3) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、譲り渡し若しくは他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする場合は、区長の承認を受けなければならないものとする。

(4) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を区に納付しなければならないこと。

(5) 補助事業の完了後、区から要求のあったときは、事業内容等について常に公開できるように書類を整備しなければならないこと。この場合において、公開期限は補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とすること。

(取得財産等の管理及び処分)

第18条 個店等は、区長が別に定める期日までに前条第3号の規定により承認をしようとする場合において、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものについては、あらかじめ取得財産等処分承認申請書(別記第10号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(検査)

第 19 条 個店等は、区職員が補助事業の運営及び経理等の状況について検査する場合又は補助事業について報告を求められた場合には、これに応じなければならない。

(非常災害等の場合の措置)

第 20 条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業の措置については、区長が指示するところによる。

(その他)

第 21 条 その他補助金の交付に関し必要な事項は、商工振興を主管する部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年 5 月 8 日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第3条関係）個店等が行う連携事業

各個店等の商品を活用した新商品開発
はしご酒イベントやバル街の開催
スタンプラリー・ウォークラリー
各種コンテストの開催（区内パン屋でのパンコンテスト開催等）
区内農家の野菜等の作物を使った新商品開発

* 連携事業は、個店等からの提案により内容を定める事業であり、各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

* 連携事業は、参加する個店等の過半数が同一の場合は1か年度に1回までとする。

別表 2 - 1 (第 4 条関係)

個店等が行う連携事業の補助対象経費

区 分	摘 要
事業の周知を図るために要する経費	
ポスター、チラシ等の制作費	販売促進のために、ポスター、チラシ等の作成のみを行う事業は対象外
広告の新聞折り込み経費	
新聞、雑誌等への広告掲載料	
案内看板等の製作費	
抽選会券、福引券等の印刷経費	
コピー代	
会場の設営、運営等に要する経費	
舞台設営、電気、装飾、照明、音響設備工事等に係る工事費	新商品開発に係る経費で発売するまでに要した経費
新商品開発のための材料費	
事業の企画、運営の委託に要する経費	
会場警備、廃棄物処理等を委託する経費	
会場賃借料	
商品づくり等の体験を行うための経費	
景品の購入に要する経費	景品単価 1 万円以下の部分 総額で 1 0 万円以下の部分 不特定多数の者にあらかじめ周知した個数以下の部分 等級及び当選者数等を確認できるものを具備
事業参加者に配布する記念品の購入に要する経費	不特定多数の者にあらかじめ周知した個数以下の部分
大道芸やコンサート出演者等への出演料に要する経費	1 件当たり 1 日 1 0 万円以下の部分
その他事業実施に要する諸経費	
賠償責任保険料、傷害保険料等	準備及び撤去期間を含む
道路使用許可手数料	
送料	
事業系一般ごみ処理手数料又はごみ処理券購入費	
事業のために臨時に雇い入れた短期雇用者の賃金	1 時間当たり 1 0 0 0 円(交通費込み) を限度額とする。

事業への協力、設備、物品等の提供等に対する個人又は団体への謝礼	
事業実施に直接必要な文具・消耗品費	事業で使い切れるもの
光熱水費	(使用用途・使用量が適正であると確認できるもの)
事業で使用した共有物のクリーニング代	
撮影代	総額 1 万円以下の部分
振込手数料	

* 各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

* 30 万円以上の経費については、購入先を指定する特段の理由がある場合を除き、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

別 記

第 1 号様式 (第 6 条関係)

年 月 日

(宛 先)
板 橋 区 長

所在地

事業者名

代表者名

年度板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行うので、板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の内容

(1) 事業名

(2) 事業の内容

別紙のとおり

2 補助金交付申請額

金

円

年度板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金交付決定通知書

所在地
事業者名
代表者名 様

年 月 日付けで申請のあった年度板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金については、下記により交付します。

年 月 日

東京都板橋区長

記

第1 交付金額

金 円

第2 補助事業名

第3 補助事業の内容

申請書記載のとおりとする。

第4 通則

事業者は、補助事業を行うに当たっては、この文書に定めるもののほか、板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

第5 事情変更による決定の取消し等

- 1 区長は、この交付の決定後において、その後の事情により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 1の規定によるこの交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することがある。
 - (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 3 2の規定による補助金の額の2の(1)又は(2)に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、1の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずる。

第6 補助金交付の条件

事業者は、補助事業を行うに当たっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

- (2) 取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (3) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、譲り渡し若しくは他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする場合は、区長の承認を受けなければならない。
- (4) 財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を区に納付しなければならない。
- (5) 補助事業の完了後、区から要求のあったときは、事業内容等について常に公開できるよう書類を整備しなければならない。この場合において、公開期限は補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。
- (6) 補助事業の対象期間は、 年4月1日から 年3月31日までの期間に実施したものとする。

第2号様式の2（第7条関係）

文 書 番 号

年度板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金交付不承認通知書

所在地
事業者名
代表者名 様

年 月 日付けで申請のあった 年度板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金については、下記の理由により交付決定しないため、通知します。

年 月 日

東京都板橋区長

記

不承認理由

第3号様式(第9条関係)

年 月 日

(宛 先)
板 橋 区 長

所在地

事業者名

代表者名

年度板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付け(文書番号)をもって交付決定のあった標記補助事業について、下記のとおり事故があったので、板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業遅延等の内容及び原因
- 3 補助事業遅延等に対する措置
- 4 補助事業の完了予定

第4号様式(第10条関係)

年 月 日

(宛 先)
板 橋 区 長

所在地
事業者名
代表者名

年度板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金
に係る補助事業の内容の変更(*中止)承認申請書

年 月 日付け(文書番号)をもって交付決定の通知のあった標記補助事業の内容を下記のとおり変更(*中止)したいので、板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付決定額

金 千円

3 変更(*中止)の内容

4 変更(*中止)の理由

第4号様式の2（第10条関係）

文 書 番 号
年 月 日

事業者代表者名

東京都板橋区長

年度板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金
に係る補助事業の内容の変更（*中止）承認について

年 月 日付けで申請のあった標記補助事業の内容の変更（*中止）について、板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

2 付帯条件

第5号様式(第11条関係)

年 月 日

(宛 先)
板 橋 区 長

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者 名

年度板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金に係る補助事業実績報告書

年 月 日付け(文書番号)により交付決定の通知のあった標記補助事業が完了したので、板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 交付決定額 金 千円
- 2 補助事業の実績 別紙のとおり

年度板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金に係る補助事業確定通知書

所在地
事業者名
代表者名

年 月 日付け(文書番号)により交付決定した板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金については、年 月 日付けをもって提出された実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、その額を金 円に確定します。

* (返還額のある場合)

金 円に確定し、既に交付した補助金 円との
差額 円を 年 月 日までに返還するよう命じます。

補助事業名：

年 月 日

東京都板橋区長

第7号様式(第13条関係)*確定(清算)払の場合

年 月 日

(宛 先)
板 橋 区 長

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者 名

年度板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金請求書

年 月 日付け(文書番号)をもって確定通知のあった標記補助事業について、板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1	補 助 事 業 名		
2	請 求 額	金	千円
3	概算払受領済額	金	千円
4	清算払請求額	金	千円
5	残 額	金	千円

第7号様式の2（第13条関係）*概算払の場合

年 月 日

（ 宛 先 ）
板 橋 区 長

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者 名

年度板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け（文書番号）をもって交付決定の通知のあった標記補助事業について板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補 助 事 業 名

2 概算払請求理由

3 交 付 決 定 額 金 千円

4 概算払請求額 金 千円

5 残 額 金 千円

第8号様式(第13条関係)

年 月 日

(宛 先)
板 橋 区 長

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者 名

年度板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金清算書

年 月 日付け(文書番号)をもって確定通知のあった標記補助事業が完了したので、板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金交付要綱第13条第3項の規定により、下記のとおり清算します。

記

1 交 付 決 定 額	金	千円
2 確 定 額	金	千円
3 概算払受領済額	金	千円
4 清 算 額	金	千円
5 残 額	金	千円

第9号様式(第14条関係)

年 月 日

(宛 先)
板 橋 区 長

所在地

事業者名

代表者名

年度板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金
に係る消費税及び地方消費税額の確定にともなう報告書

年度板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金交付要綱第14条第1項の規定
に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1 補助金額(区長が確定通知書により通知した額) | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う消費税及び
地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3 - 2) | 円 |

第10号様式(第19条関係)

年 月 日

(宛 先)
板 橋 区 長

所在地

事業者名

代表者名

年度板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金
に係る取得財産等処分承認申請書

年度板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金により取得した取得財産の処分について、板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金交付要綱第19条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 処分予定の取得財産等に係る補助事業の名称
- 2 処分予定の取得財産等の品目及び取得年月日
- 3 処分予定の取得財産等の取得価格(効用の増加した価格)及び時価
- 4 処分予定の取得財産等の設置場所
- 5 処分予定方法
- 6 処分予定理由